

11月の税務カレンダー

個人事業税 第2期
国民健康保険税 第3期
長崎市ホームページより



令和2年分の年末調整における控除額等の改正

令和2年分の年末調整での改正事項をまとめてみました。わかりやすいよう新旧対照表で記載をしています。
細かな要件等の見直しもあっていますので確認、不明点は各担当者へお尋ねください。

1. 給与所得控除の改正

給与等の収入金額(A)	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下	(A) × 40%	(A) × 40% - 10万円
180万円超 360万円以下	(A) × 30% + 18万円	(A) × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	(A) × 20% + 54万円	(A) × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	(A) × 10% + 120万円	(A) × 10% + 110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円
1,000万円超	220万円	

2. 基礎控除の改正

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超		0円

3. 配偶者控除、扶養控除等を受けるための合計所得金額要件等の改正

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正前	改正後
同一生計配偶者	38万円以下	48万円以下
扶養親族	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

4. ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除の改正

本人が	配偶関係	所得控除額										
		改正前				改正後						
		死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親 ~500万		
		合計所得		~500万円	500万円~	~500万円	500万円~	~500万円	500万円~		~500万円	500万円~
女性	扶養親族	有	子	35万円	27万円	35万円	27万円	35万円	-	35万円	-	35万円
			子以外	27万円	27万円	27万円	27万円	27万円	-	27万円	-	-
		無		27万円	-	-	-	27万円	-	-	-	-
男性	扶養親族	有	子	27万円	-	27万円	-	35万円	-	35万円	-	35万円
			子以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		無		-	-	-	-	-	-	-	-	-

<米大統領選・異例の激戦!>

米大統領選は3日投開票され、本日(5日)現在、勝者が決まらない状況が続いている。そのような中、トランプ大統領は4日未明の演説で「勝利した」と一方的に宣言する異例の事態となっている。同氏は訴訟を提起するなどの方法を選択しているとのこと。勝者の確定までに長期間を要するのではないかと危惧されている。従来、民主主義が最も進んでいると思われた、超大国アメリカが、自らの指導者(大統領)を民主的に選ぶことができるのか?否か?世界中が注目しているのでは。

アメリカでの大統領選出が混迷を深めた場合、我が国日本においても様々な影響が生じるのではないかとされる。しかし、米国の動向に右往左往されことなく、我が国独自の政策を貫いてもらいたいものだ。